

申請書・企画提案書作成時の注意事項

※申請書について（押印不要です）

1、「1 買受希望数量」

- ・物件一覧表にある森林管理署・物件番号・数量を物件ごとに記載すること。

2、「2 添付書類」

- ・記載されている添付書類を確実に添付すること。

3、「3 安定供給システム販売に係る事業計画」

(1) 年度事業計画（原木の流通）

- ・「流通業者（市場等）・素材生産業者」は、申請するシステム販売（合計量）について調達計画（四半期別）、納入計画（四半期別）を記載すること。

(2) 年度事業計画（製材品）

- ・「製材所等」は、申請するシステム販売（合計量）について原木消費計画（四半期別）、製材品加工計画（四半期別）、製材品出荷計画（四半期別）を記載すること。

(3) 年度事業計画（最終製品）

- ・「住宅メーカー、木質バイオマス発電所、木材加工製品を利用する業者」は、申請するシステム販売（合計量）について製品消費計画（四半期別）、最終製材品加工計画（四半期別）、最終製品販売計画（四半期別）を記載すること。

4、「4 事業内容（申請時前年度実績）」

(1) 素材生産実績

- ・「素材生産業者」は、令和6年度の実績について記載すること。

(2) 原木取扱実績

- ・「市場、流通業者」は、令和6年度の実績について記載すること。

(3) 製材実績

- ・「製材所等」は、令和6年度の実績について記載すること。

(4) 最終製品製造実績

- ・「住宅メーカー、木質バイオマス発電所、木材加工製品を利用する業者」令和6年度の実績について記載すること。

※企画提案について（押印不要です）

添付されている各物件の企画提案様式（物件ごとに分けてあります）を使用し必ず作成すること。（様式等変更は、しないで下さい。）

「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（別紙５）」、「購入希望価格明細」、「具体的な販路（予定）」については、物件ごとに提出。

また、それ以外については、記載内容が同じ場合は１部提出。

１、「１ 申請者の事業形態」

- ・事業形態については、主たる事業形態を１つ選ぶこと。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに事業形態を選ぶこと。

２、「２ 購入希望価格明細」

- ・各物件の様式（物件別）を使用し作成すること。
- ・製品（丸太）の引き渡し場所はすべて「山元土場」になります。（記載済み）
- ・各樹種、材種、長級、径級に数量が記載されている箇所に希望単価を記載すること。

３、「３ 効果的な取り組み内容」

- ・（１）目的及び方針等について、箇条書きで簡潔に記載すること。
- ・（２）需要創造への貢献等について、箇条書きで簡潔に記載すること。
- ・申請物件ごとに内容が違う場合は、申請物件ごとに作成提出すること。申請物件全てが同じ内容の場合は１部を作成提出すること。

４、「４ 具体的な販路（予定）」

- ・申請物件ごとに販売先について記載すること。
- ・販売先が多数になる場合は、業態ごとに集約し記載すること。
- ・**原木選別機を使用する場合は、留意事項に従い記載すること。**

５、「５ 施設整備等の新規性及び政策との整合」（**公告日以前までの設備投資について記載**）

「新規性に関する事項」

- ・地域林政の整合及び需要拡大に係る国策の整合に関係の無い場合
申請時に施設等の新設、拡充、導入（機械等）が完了した（４年未満）の設備投資について記載すること。
- ・地域林政の整合及び需要拡大に係る国策の整合に関係がある場合
申請時に施設等の新設、拡充、導入（機械等）が完了した設備投資について記載すること。

「地域林政との整合に関する事項」

- ・新規性に関する事項で、地域林政の整合及び需要拡大に係る設備投資を行った場合は記載すること。なお、記載した場合は地域林政との整合が証明できる証明書（補助金等の

書類）を必ず添付すること。

「需要拡大に係る国策との整合に関する事項」

「非住宅の需要拡大に関する取組」

- ・新規性に関する事項で、非住宅の需要拡大に関わる設備投資を行った場合は記載すること。

「製品輸出に関する取組」

- ・新規性に関する事項で、製品輸出に関わる設備投資を行った場合は記載すること。
- ・申請時に施設等の新設、拡充、導入がすでに実行されていること、予定や見込みについては記載しない。

また、いずれにおいても東北森林管理局管内で設備投資を行ったものに限る。

- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

6 「6 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減」

- ・「1 申請者の事業形態」で記載した事業形態について記載する。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

7 「7 国有林の政策への貢献」

- ・**令和6年度**、全国の国有林立木公売での購入状況。（随意契約による支障木等は含まない）
また、購入した物件のうち分収育林（**分収造林ではない**）の購入状況について記載すること。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

8 「8 地域の民有林管理への貢献」

- ・地域の民有林管理について様式に則り記載すること。

9 「9 安全対策の取組」

- ・安全対策の取組について様式に則り記載すること。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

10 「10 クリーンウッド法における登録木材関連事業者」

- ・素材生産事業者、素材生産事業者以外に分けて様式に則り記載すること。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

11 「11 ワークライフバランス等の推進」

- ・ワークライフバランス等の推進について様式に則り記載すること。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

12 「12 働き方改革」

- ・働き方改革について様式に則り記載すること。
- ・共同申請にあっては、申請者ごとに記載すること。

13 「13 国有林分収造林契約実績」

- ・東北森林管理局管内における**公告日より過去5年間**の分収造林契約（分収造林を立

木販売で購入した契約とは別である)の有無について記載すること。

・共同申請にあつては、申請者ごとに記載すること。

1 4・「1 4 インターンシップ、実習生の受け入れ実績」

・公告日より過去1年間又は3年間のインターンシップ、実習生の受け入れ実績の有無について記載すること。

・共同申請にあつては、申請者ごとに記載すること。

1 5・「1 5 防災活動、有害鳥獣捕獲活動、ボランティア活動等の実績」

・防災活動、有害鳥獣捕獲活動、ボランティア活動等の実績について様式に則り記載すること。

・共同申請にあつては、申請者ごとに記載すること。

【※原木選別機等を使用して検知する物件】

上記1 3「1 3 国有林分収造林契約実績」から上記1 5「1 5 防災活動、有害鳥獣捕獲活動、ボランティア活動等の実績」に代えて以下を記載すること。

1 3・「原木選別機等の使用」

・原木選別機等の活用及び検知費用に係るコスト削減に貢献するもの記載すること。

・山元土場から原木輸送に係る取組を記載すること。

・規格外の材が混入した場合の取扱いについて記載すること。

※長級変更希望について

- 1 長級変更希望可能物件の「1号」、「27号」については、企画提案様式、物件明細価格表に長級変更希望記載欄がありますので希望される申請者は、記載し提出すること。
- 2 長級変更は、径級指定及び数量指定は出来ません。

※ 企画提案書「2 購入希望価格明細」は、エクセルシートをメールにて送信して下さい。

メールアドレス t_sigen@maff.go.jp

「なお、メールにて提出した場合でも紙（押印不要）での提出は、必要です。」